

秋田県告示第４８０号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり秋田県知事から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定に基づき、公示する。

令和８年９月11日

秋田県知事 鈴木 健 太

- １ 作業種類 公共測量（基準点測量）04601-Y02
- ２ 作業期間 令和８年９月７日から令和９年３月19日まで
- ３ 作業地域 秋田市下新城岩城字糠塚、上新城中字片野、飯島字下沖谷地及び潟端地内

秋田県告示第４８１号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり秋田県知事から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定に基づき、公示する。

令和８年９月11日

秋田県知事 鈴木 健 太

- １ 作業種類 公共測量（基準点測量）
- ２ 作業期間 令和８年８月20日から令和９年３月19日まで
- ３ 作業地域 由利本荘市鳥海町栗沢及び上川内地内